

## 知能犯罪事件の迅速かつ適正な報告及び処理について

平成22年5月20日  
例規（捜二）第23号  
警察本部長

〔沿革〕 平成25年3月例規（警）第15号

各部長・参事官・所属長

見出しのことについては、下記のとおり制定し、平成22年6月1日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、知能犯罪事件の迅速適正な報告及び処理について（平成12年例規（捜二）第14号）は、廃止する。

### 記

#### 1 相談の受理

- (1) 知能犯罪に関する相談を受理する場合は、相談者から十分な事情聴取を行うとともに、事実関係を疎明する関係証拠書類等の提出を求めるものとする。
- (2) 知能犯罪に関する相談を受理した場合は、事件性の有無にかかわらず、別に定めるところにより、警察相談として受理するものとする。
- (3) 明らかに事件性がないと判断される場合は、相談者に対し、事件として取り扱えない旨を説明するとともに、関係機関を紹介する等の適正な措置を講ずるものとする。

#### 2 事件の受理

- (1) 民事的な擬律判断を要するなど複雑な知能犯罪事件については、原則として署の刑事課長（刑事第二課長及び刑事生活安全課長を含む。以下同じ。）が受理するものとする。ただし、刑事課長が不在等で受理できないときは、課長代理又は知能犯罪捜査を担当する捜査幹部が受理するものとする。
- (2) 刑事課長は、民事事件が複雑に絡む場合や事件の特殊性が認められる場合には、その事件性を的確に判断するため、被害者等から十分に事情聴取するとともに、関係証拠書類等の提出を求めるものとする。

なお、擬律判断について刑事部捜査第二課に指導を受ける場合は、事件検討に必要な関係書類の内容や被害者等からの事情聴取内容をあらかじめ報告するものとする。

#### 3 事件の受理報告

- (1) 犯罪捜査に関する規程（昭和40年本部訓令第10号。以下「規程」という。）第11条に定める速報事件及び第22条に定める本部長指揮事件に該当する知能犯罪事件を受理したときは、速やかに知能犯罪事件受理一覧表（別記様式）に登載するとともに、署長は、事件処理票（A）（規程別記様式第1号）、被害届（犯罪捜査規範別記様式第6号）、発生報告書及び事件チャート図の各写し一通を刑事部捜査第二課長（以下「主管課長」という。）に送付して報告するものとする。
- (2) 通貨偽造事件を受理したときは、事件処理票（A）、被害届及び発生報告書の各写し一通を主管課長に送付して報告するものとする。

#### 4 迅速適正な処理

- (1) 知能犯罪事件を受理した署の刑事課長は、事件の擬律、背景、他事件への発展性を総合的に検討した上で、具体的捜査事項を抽出し、効率的な捜査指揮を行うものとする。
- (2) 知能犯罪事件は、原則として、受理後6か月以内に捜査を終結して送致するように努めるものとする。なお、特別な事由により当該期間内に送致できないときは、当該事由及び署の処理方針を主管課長に連絡し、協議するものとする。

#### 5 検挙報告

- (1) 知能犯罪被疑者を検挙（任意も含む。）したときは、刑事部所管に係る被疑者（告訴・告発、強行、知能、盗犯、暴力、国際）検挙報告書（刑事部所管に係る被疑者検挙報告書の様式の制定について（平成13年例規（刑）第33号）別記様式）により主管課長を経由して報告するものとする。

(2) 署長は、毎月の検挙状況を翌月の3日までに千葉県警察情報管理システムの統計即時処理業務に登録して主管課長に報告するものとする。

以下別記等省略